

市民活動ルーム 運用規定

■ 市民活動ルームとは

市民活動ルームは、地域活動情報システム「まなバンク」登録団体の社会貢献活動を支援するために設けられた活動スペースです。

■ 登録規定

【条件】

- ・「まなバンク」【団体・サークル】への登録が必要である。
- ・岐阜市において今後どのような活動（社会貢献）をしていきたいか、活動目的や計画、及び活動実績が明確であること。
※営利・宗教・政治・その他公益を害する恐れのある団体は、登録ができません。
※市民活動ルームを使用せず、ロッカーや印刷機のみを使用目的とした登録はできません。

【方法】

- ・「市民活動ルーム利用申込書」に必要事項を記入し、団体概要がわかる資料添付の上、岐阜市生涯学習センター／生涯学習・ボランティア相談コーナー（以下：相談コーナー）窓口へ提出する。受付は窓口のみとする。
※団体概要がわかる資料とは、以下の⑦か⑧のどちらかを指す。
 - ⑦「定款の写し」（法人及び定款を定めている団体）
 - ⑧ 会則とチラシや冊子（定款を定めていない団体）

【処理】

- ・受付後、岐阜市生涯学習センターで回覧・審査する。審査終了後、登録が承認されると「市民活動ルーム利用登録カード」が発行される。

■ 登録期間

登録期間は1年単位とし、年度末に更新手続きをする。

■ 登録の抹消

- ・年度途中で登録の抹消を希望する時は、相談コーナーに申し出る。その際は、窓口・郵送・e-mailのいずれかの方法で、書面にて登録抹消の意思表示をする。
 - ・登録者が以下の事項に該当する場合、岐阜市生涯学習センター（以下「センター」）は登録を抹消することができる。
 - ①登録の条件を満たさなくなった時
 - ②登録事項に虚偽の記載があった場合、公序良俗に反する場合、またはセンターが不当と認めた場合
 - ③その他センターが抹消の必要性を特に認めた時
- ※1年間市民活動ルームの利用のない団体は、次年度の登録はできない。

市民活動ルーム利用の手引き

● 利用のきまり

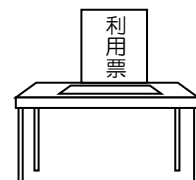
「利用登録番号」と、以下のきまりをメンバーに周知していただき、遵守の上、ご利用ください。

- ◆ 開館時間内での利用（1団体につき1日1回、3時間程度）が可能です。
- ◆ 予約はできません。混雑時は、譲り合ってください。
- ◆ 原則**飲食禁止**です。ただし、水分補給は可能です。
- ◆ 不適切な利用があった場合は登録を取り消すことがあります。
- ◆ 利用後は、現状復帰を行い、ゴミはお持ち帰りください。
- ◆ 登録内容に変更が生じたら、生涯学習・ボランティア相談コーナーへご連絡ください。

● 利用方法

① 市民活動ルーム

- ◆ ご利用の際は、相談コーナー窓口で「**市民活動ルーム利用登録カード**」をご提示ください。（不在時は、総合事務所へおこしください。）
- ◆ 「市民活動ルーム利用票」に**登録団体名（略称不可）**を記入し、利用しているテーブルの立札に入れ、図のように机上に掲示してください。



- ◆ 利用時、荷物・貴重品の管理は各団体で行ってください。
- ◆ 終了後は利用票に利用時間・人数等を記入して、相談コーナーへご提出ください。

② ロッカー……設置場所：市民活動ルーム壁側

- ◆ 利用できるのは1団体につき1個です。登録時に申し込みをしてください。
- ◆ **貴重品、個人情報、金銭、危険物、食品等**は入れないでください。
- ◆ **管理は各団体で責任を持って行ってください。**
- ◆ **鍵はその都度、生涯学習・ボランティア相談コーナー窓口（対応時間外は、総合事務所）で、「市民活動ルーム利用登録カード」と交換で借りて**ください。
- ◆ **管理上必要**がある場合は職員がロッカーを開けることがあります。あらかじめご了承ください。
- ◆ **損傷した場合は速やかに連絡**してください。
- ◆ 利用を中止する場合は、年度途中であっても連絡してください。
- ◆ 次年度の登録申請時に連絡がない場合は、当方でロッカーを空にします。

③ 印刷機・紙折機……設置場所：2階総合受付とエレベーターの間

- ◆ **印刷機カードと台帳はその都度、生涯学習・ボランティア相談コーナー窓口（対応時間外は、総合事務所）で「市民活動ルーム利用登録カード」と交換で借りて**ください。
- ◆ はじめてお使いになる際や、使用方法がわからない場合は職員にお声がけください。
- ◆ 印刷機の利用について

- 印刷機カードと台帳をお渡しします。利用者自身で印刷し、使用後は台帳を記入してください。
※紙詰まり、インク・マスターなどの交換は、職員が行います。
- **用紙は持参してください。**
- 原稿1枚につき、印刷枚数が20枚以上の場合のみ利用可能です。
※19枚以下の場合は、コピー機（有料）を利用してください。
- 1ヶ月の合計印刷枚数は、1団体につき**1,000枚まで**とします。

問い合わせ先 岐阜市生涯学習センター
生涯学習・ボランティア相談コーナー（対応時間 平日9:30～16:00）
TEL 058-268-1055
総合事務所 生涯学習係
TEL 058-268-1050